



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第13号 令和3年3月31日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
243	漁船損害等補償法の規定による同意があったと認められた件	漁業調整課
244	漁船損害等補償法の規定による付保義務が消滅した件	同
245	建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示	建設管理課

【企業局訓令】

番号	表題	担当課名
7	徳島県企業局安全衛生規程の一部を改正する訓令	

【教育委員会規則】

番号	表題	担当課名
4	徳島県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	
5	徳島県立学校規則の一部を改正する規則	
6	徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則	
7	行政手続における押印等の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則	
8	徳島県特別支援学校就学奨励法施行細則の一部を改正する規則	

【教育委員会訓令】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県教育委員会公印規程及び徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令	

【教育長訓令】

番 号	表 題	担当課名
1	教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令	

徳島県告示第二百四十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

加入区名

宍喰加入区 鞆浦加入区 浅川加入区 出羽島加入区 牟岐西加入区 日和佐町加入区
木岐加入区 志和岐加入区 阿部加入区 伊座利加入区 伊島加入区 橘町加入区 中
林加入区 福村加入区 大瀨加入区 中島加入区 今津加入区 里浦加入区 鳴門加入
区

徳島県告示第二百四十四号

平成二十九年三月三十一日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により令和三年三月三十日限り消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和三年三月三十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

加入区名

宍喰加入区 鞆浦加入区 浅川加入区 出羽島加入区 牟岐西加入区 日和佐町加入区
木岐加入区 志和岐加入区 阿部加入区 伊座利加入区 伊島加入区 橘町加入区 中
林加入区 福村加入区 大瀨加入区 中島加入区 今津加入区 里浦加入区 鳴門加入
区

徳島県告示第二百四十五号

建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示

建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十八年徳島県告示第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書

年度及び 年度において、貴職が発注する建設工事の請負契約に係る入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

徳島県知事 殿

郵便番号

フリガナ
主たる営業
所の所在地

フリガナ
商号又は
名 称

役 職

フリガナ
代表者氏名

電話番号

FAX番号

許可番号

国土交通大臣(般) 第 号
知事(特)

許可年月日

年 月 日

一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請変更届

年 月 日

徳島県知事 殿

届出者 主たる営業所
の所在地
商号又は名称
代表者の氏名

次のとおり変更があったので届け出ます。

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 添付書類

法人の場合は登記事項証明書, 個人の場合は身分証明書

建設業の許可に係る通知の写し

建設業法施行規則に定める許可申請書又は変更届出書の写し

その他()

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

徳島県企業局安全衛生規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県企業局長 市 原 俊 明

徳島県企業局安全衛生規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局安全衛生規程（昭和六十二年徳島県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第二項に規定する本局」を「第三条に規定する経営企画戦略課」に改め、同条第二号中「事業所」の下に「及び第三条に規定する事業推進課」を加え、同条第三号中「各課長」を「課長」に改め、「その長」の下に「及び事業推進課長」を加える。

第三条の次に、次の一条を加える。

（総括安全衛生管理者）

第三条の二 事業所に総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、総合管理推進センターの長をもつて充てる。

3 総括安全衛生管理者は、安全衛生管理者、安全管理者又は衛生管理者を指揮するとともに、法第十条第一項各号に掲げる業務を統括する。

第四条第一項及び第七条中「本局各課」を「本局」に改める。

第十一条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 事業所の総括安全衛生管理者

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

徳島県教育委員会規則第四号

徳島県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条―第三十六条」を「第三十二条―第三十五条」に、「第四章 附属機関（第三十七条）」を「第四章 学校運営協議会（第三十六条）」に改める。

第四条中「、教育機関」の下に「、学校運営協議会」を加え、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 学校運営協議会 地教法第四十七条の五第一項の規定に基づき設置された機関をいう。

第十六条の表キャリア・消費者教育担当室長の項中「キャリア・消費者教育担当室長」を「回帰創出・消費者教育担当室長」に、「及び」を「、主権者教育及び」に改め、同表室長補佐の項の次に次のように加える。

主任専門員	必要な課等	上司の命を受け、高度の専門的な知識又は経験を必要とする事務に従事する。
-------	-------	-------------------------------------

第十六条の表係長の項の次に次のように加える。

専門員	必要な課等	上司の命を受け、相当の専門的な知識又は経験を必要とする事務に従事する。
-----	-------	-------------------------------------

第十九条第一項第四号を次のように改める。

四 GIGAスクール推進課

第三十四条の表室長補佐の項の次に次のように加える。

主任専門員	上司の命を受け、高度の専門的な知識又は経験を必要とする事務に従事する。
-------	-------------------------------------

第三十四条の表係長の項の次に次のように加える。

専門員	上司の命を受け、相当の専門的な知識又は経験を必要とする事務に従事する。
-----	-------------------------------------

第四章を第五章とする。

第三十五条の次に次の章名を付する。

第四章 学校運営協議会

第三十六条を次のように改める。

(学校運営協議会)

第三十六条 学校運営協議会の名称、庶務を担当する課等は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	庶務を担当する課等
徳島県学校運営協議会	学校教育課及び特別支援教育課

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

徳島県教育委員会規則第五号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長

榎

浩

一

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第三項中「起算して六年以内で委員会が定める」を「個人番号カードの有効期間が満了する」に改める。

別表第一徳島県立城西高等学校神山校の項中

業	生 活 科
造園土木科	
地域創生類	
環境デザインコース	
食農プロデュースコース	
農	

を

業	農
---	---

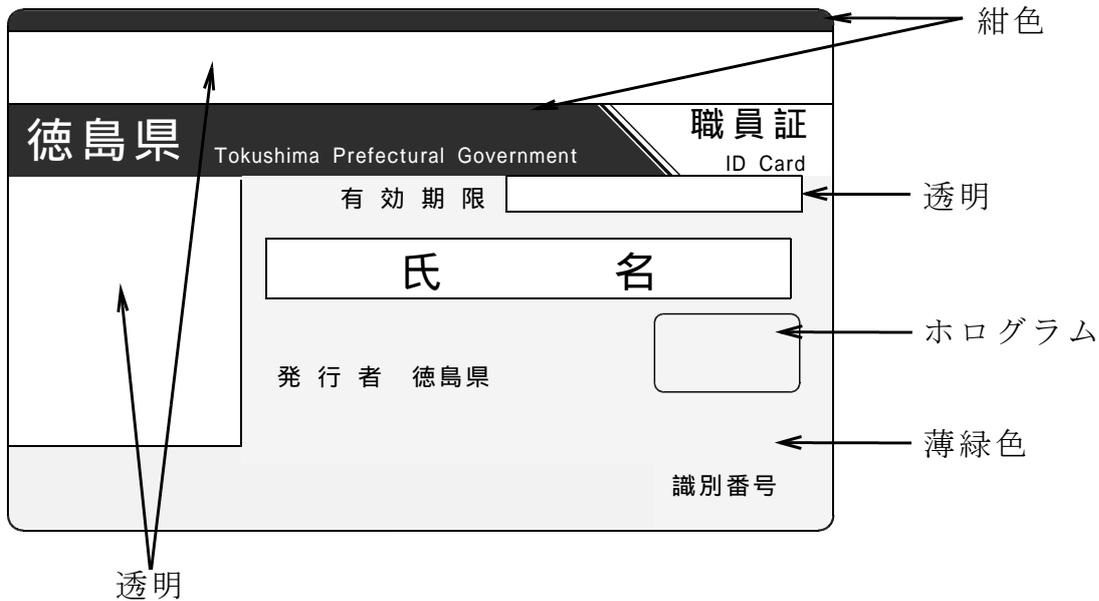
地域創生類
環境デザインコース
食農プロデュースコース

に改める。

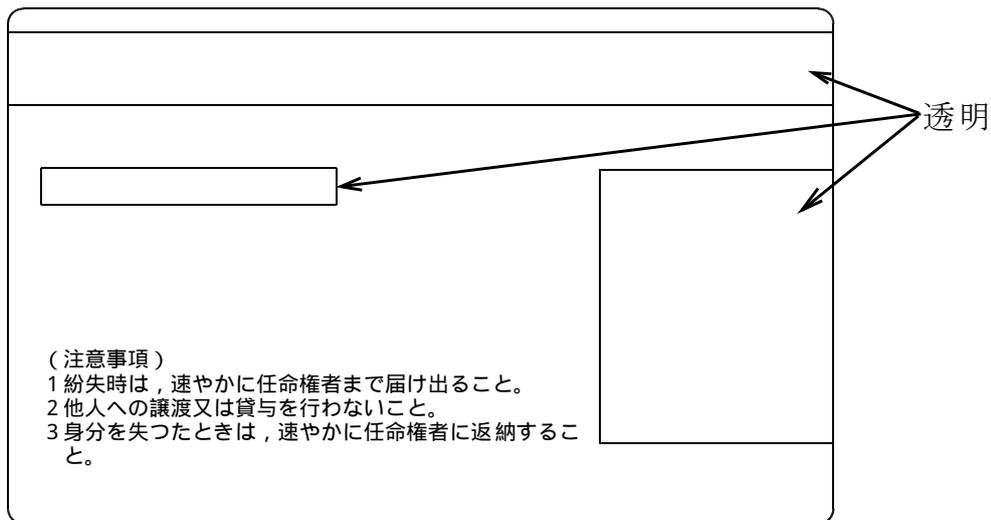
様式第一号中備考以外の部分を次のように改める。

様式第1号（第16条の2関係）

(表)



(裏)



附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

徳島県教育委員会規則第六号

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会職員服務規則（昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「起算して六年以内で教育委員会が定める」を「個人番号カードの有効期間が満了する」に改める。

第五条第一項中「第三条」を「第三条第一項本文及び第二項本文」に改め、「週休日を除き」を削り、「とおり」を「表に掲げる勤務の種類のうちから教育委員会が指定するもの」に、「よりがたい」を「より難しい」に、「別に」を「教育委員会が別に」に改め、同項の表を次のように改める。

勤務の種類	勤務時間	休憩時間
S勤務	午前七時三十分から午後四時十五分まで （休憩時間を除く。）	正午から午後一時まで
特A勤務	午前八時から午後四時四十五分まで （休憩時間を除く。）	
A勤務	午前八時三十分から午後五時十五分まで （休憩時間を除く。）	
特B勤務	午前九時から午後五時四十五分まで （休憩時間を除く。）	
B勤務	午前九時三十分から午後六時十五分まで （休憩時間を除く。）	
特C勤務	午前十時から午後六時四十五分まで （休憩時間を除く。）	

第五条第二項中「に規定する」を「の規定の適用を受ける」に、「週休日及び勤務時間等」を「週休日等」に、「別に」を「教育委員会が別に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

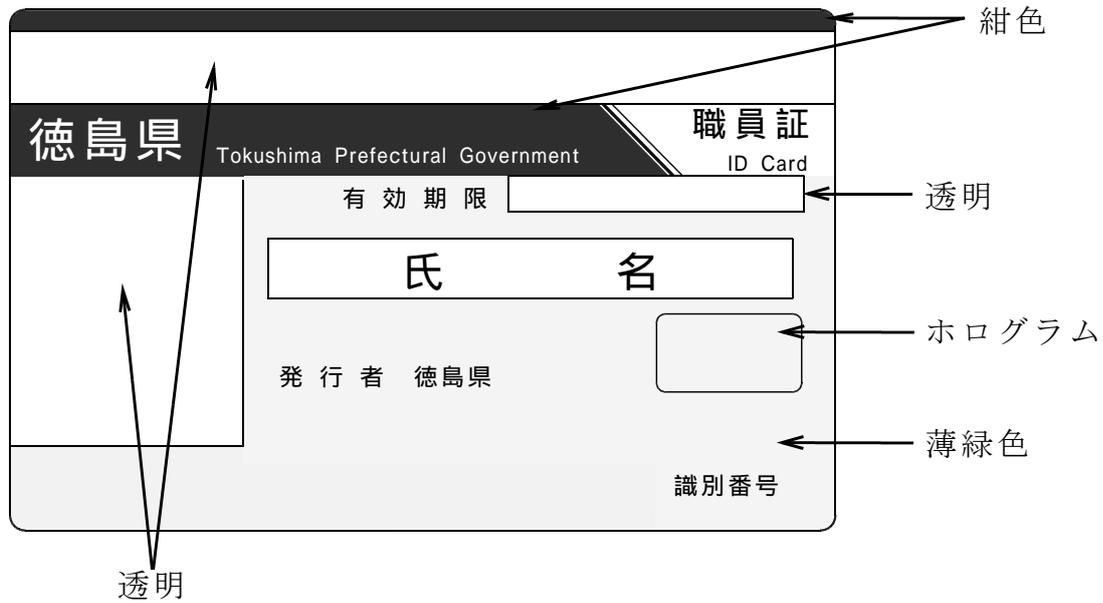
2 勤務時間条例第三条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定の適用を受ける職員のうち、勤務時間条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間等（以下「週休日等」という。）については職員の育児休業等に関する規則（平成四

年徳島県人事委員会規則七―四）第八条第一項に規定する育児短時間勤務承認請求書により当該育児短時間勤務職員等が請求した勤務の形態に基づき教育委員会が承認した週休日等とし、勤務時間条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員の週休日等については教育委員会が別に定める週休日等とする。

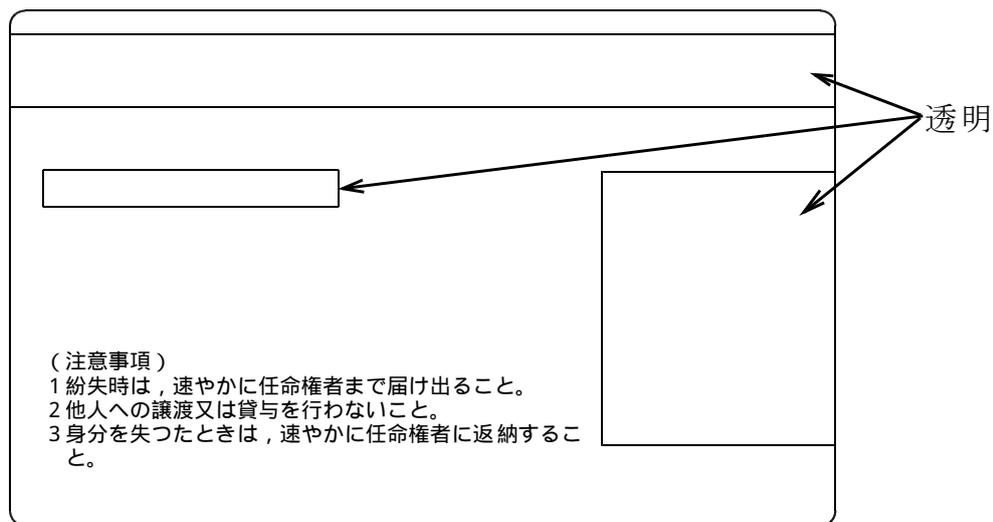
様式第三号中備考以外の部分を次のように改める。

様式第3号 (第4条関係)

(表)



(裏)



附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後に徳島県教育委員会職員服務規則及び徳島県立学校規則の一部を改正する規則（平成二十八年徳島県教育委員会規則第六号）附則第三項の規定により職員に職員証を交付する場合にあつては、同項中「改正後の規則」とあるのは「徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則（令和三年徳島県教育委員会規則第 号）による改正後の」と、「できる。この場合において、なお従前の例によることとされる改正前の規則第四条第二項中「五年」とあるのは「六年以内で教育委員会が定める日まで」と、改正前の規則様式第三号(裏)中「、五」とあるのは「、五」とあるのは「、五」とする」とあるのは「できる」とする。

(補則)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

徳島県教育委員会規則第七号

行政手続における押印等の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

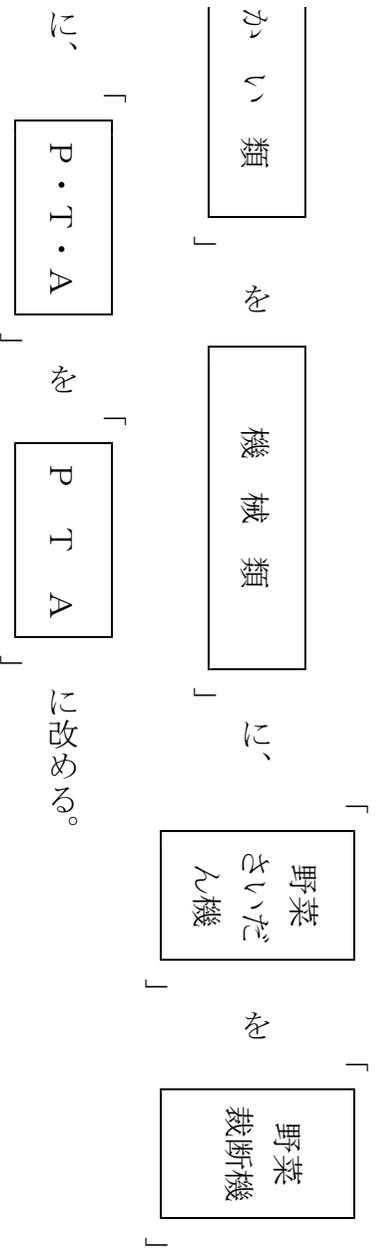
徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

行政手続における押印等の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(学校給食の開設及び廃止の届出に関する規則の一部改正)

第一条 学校給食の開設及び廃止の届出に関する規則(昭和三十年徳島県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号様式中「㊸」を削り、「学校給食の開設の届出について」を「学校給食開設届」に、「基ぎ」を「基づき」に、「学校給食施設」を「学校給食開設の届出書」を「学校給食開設届」に、「児童数」を「児童生徒数」に、「き」



別表第二号様式を次のように改める。

別表第2号様式

年 月 日

徳島県教育委員会殿

届出者名

学校給食変更届

学校給食法施行令第1条の規定に基づき、学校給食の変更を届け出ます。

- 1 学校名
- 2 所在地
- 3 変更する事項（学校給食の施設について変更する場合は、その部位を明示した図面を添付すること。）
- 4 変更の事由
- 5 変更の時期

別表第三号様式中「㊦」、「(別紙)」及び「学校総会の届出書」を削り、「学校総会総上の届出について」を「学校総会総上届」に、「基き、別紙のとおり」を「基づき、」に改める。

(徳島県立学校規則の一部改正)

第二条 徳島県立学校規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号の二中
「

所属長認印

」を「

所属長権認欄

」に改め、「㊦」を削る。

様式第二号その一及びその二の規定中「㊦」を削る。

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第三条 博物館の登録に関する規則(昭和三十四年徳島県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別記第二号から別記第五号までの規定中「㊦」を削る。

(徳島県学校医等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第四条 徳島県学校医等公務災害補償条例施行規則(昭和三十五年徳島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項を削る。

第二十二條第一項中第二号を削り、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第二号様式中「㊦」を削る。

第三号様式及び第四号様式の規定中「㊦」及び「㊧」を削る。

第五号様式中「㊧」を削る。

第六号様式中「㊦」及び「㊧」を削る。

第七号様式中「㊦」を削る。

第七号様式の三、第八号様式及び第九号様式の規定中「㊦」及び「㊧」を削る。

第十号様式中「㊦」及び「(届出の届出を指して)」を削る。

第十一号様式を次のように改める。

第 1 1 号様式 削除

第十二号様式の二及び第十三号様式から第十五号様式までの規定中「㉔」を削る。
第十九号様式中「㉕」及び「㉖」を削る。

第二十号様式から第二十三号様式までの規定中「㉗」を削る。

(社会教育主事の資格認定に関する規則の一部改正)

第五条 社会教育主事の資格認定に関する規則(昭和三十五年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第三の規定中「㉘」を削る。

(徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部改正)

第六条 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則(昭和四十一年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までの規定中「㉙」を削る。

様式第五号中「㉚」を削る。

(徳島県教育委員会職員服務規則の一部改正)

第七条 徳島県教育委員会職員服務規則(昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第四号の規定中

「所属長認印」

を

「所属長確認欄」

に

改め、「㉛」を削る。

様式第八号中

「決裁欄」

を

「所属確認欄」

に

「出勤簿整理者印」

を

「出勤簿整理者
確認欄」

に改める。

様式第八号の二中「㉜」を削る。

様式第八号の三から様式第八号の六までの規定中「㉝」を削る。

様式第九号中「㉞」を削る。

様式第十号中「㉟」及び注を削り、

「命令領印」

を

「本人確認欄」

に改める。

様式第十一号中

「所属長認印」

を

「所属長確認欄」

に改め、「㉟」を削る。

様式第十三号中「㉔」を削る。

(徳島県教育委員会関係職員表彰規程の一部改正)

第八条 徳島県教育委員会関係職員表彰規程(昭和四十二年徳島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号その一を削る。

様式第一号その二中「㉔」を削り、同様式を様式第一号とする。

様式第二号中「㉔」を削る。

様式第三号中

所属名	所属名
職名	職名
ふりがな氏名	ふりがな氏名
生年月日	生年月日

を

所属名	
職名	
ふりがな氏名	
生年月日	

に改め、「㉔」を

削る。

(徳島県教育財産管理規則の一部改正)

第九条 徳島県教育財産管理規則(昭和四十五年徳島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第九号までの規定中「㉔」を削る。

様式第十号中

記年月日	印

を

記載年月日

に改める。

様式第十五号中

を

に、「苗中教諭」を「

	教諭氏名

苗中中野教諭・志保教諭・舞教諭」に改め、「苗中」を削る。

様式第十六号の二中「苗中」を削る。

(技能教育施設の指定等に関する規則の一部改正)

第十四条 技能教育施設の指定等に関する規則(平成五年徳島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式の規定中「苗中」を削る。

(徳島県教育委員会聴聞規則の一部改正)

第十五条 徳島県教育委員会聴聞規則(平成六年徳島県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第十三条中「記名押印」を「記名」に改める。

(徳島県教育委員会職員の公務員倫理に関する規則の一部改正)

第十六条 徳島県教育委員会職員の公務員倫理に関する規則(平成十六年徳島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「認印を押すとともに、」を削る。

様式中「苗中」を削る。

(徳島県立総合教育センター管理規則の一部改正)

第十七条 徳島県立総合教育センター管理規則(平成十六年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「苗中」を削り、同様式の注の3を削る。

(徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する規則の一部改正)

第十八条 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する規則(平成十七年徳島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「苗中」を削る。

(教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第十九条 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成二十七年徳島県教育委

員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
別記様式中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の様式に相当するこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県教育委員会規則第八号

徳島県特別支援学校就学奨励法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県特別支援学校就学奨励法施行細則の一部を改正する規則

徳島県特別支援学校就学奨励法施行細則（昭和三十年徳島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特別支援学校の児童生徒」を「県立特別支援学校に就学する児童生徒（県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程に就学する学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十二条の三に規定する障害の程度に該当する生徒又は当該学校の特別支援学級に就学する生徒を含む。）」に改める。

第二条第一項中「特別支援学校」を「県立特別支援学校（県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程を含む。）」に改める。

第三条中「保護者」を「保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）」に、「数カ月分」を「数箇月分」に改め、同条に次の一号を加える。

九 オンライン学習通信費 毎月一回支給する。ただし、数箇月分を一括支給すること
を妨げない。

様式第一号を次のように改める。

個人別支給台帳

児童等氏名		児童等の学部等	幼・小・中・高(本)・高(別)・高(専)組	支弁区分
保護者等氏名		保護者等の住所	〒 () -	I・II・III

区 分	教科用 図書 購入費	学 校 給食費	交 通 費				寄宿舎居住に伴う経費					修 学 旅 行 費				学用品 購入費	新入学児 童生徒学 用品費等	通学用品 購入費	オンライン 学 習 費 通 信 費	計
			通学費		帰省費		職 場 実習費	交 流 学習費	寝 具 購入費	日用品等 購入費	食 費	修学旅行費		校 外 活動費	宿 泊生活 訓練費					
			本 人	付添人	本 人	付添人						本 人	付添人							
第1回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第2回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第3回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第4回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第5回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第6回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第7回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第8回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第9回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第10回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第11回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第12回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
合 計	負担金																			
	補助金																			
	計																			

交通費(通学費、帰省費)の算定基礎

身体障害者手帳の有無 有 無 通学状況 自宅から通学 寄宿舎から通学 施設から通学

区分	通 学 費		帰 省 費		付 添 人 経 費		本 人 経 費		付 添 人 経 費	
	支 給 額	左の積算内訳	支 給 額	左の積算内訳	支 給 額	左の積算内訳	支 給 額	左の積算内訳	支 給 額	左の積算内訳
第 1 回										
第 2 回										
第 3 回										
第 4 回										
第 5 回										
第 6 回										
第 7 回										
第 8 回										
第 9 回										
第 10 回										
第 11 回										
第 12 回										
計										

<備 考>

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

徳島県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会公印規程及び徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会公印規程及び徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

(徳島県教育委員会公印規程の一部改正)

第一条 徳島県教育委員会公印規程(昭和三十六年徳島県教育委員会訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

様式中「㊦」を削り、「㊦」を「㊦」に改める。

(徳島県教育委員会文書規程の一部改正)

第二条 徳島県教育委員会文書規程(平成十三年徳島県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

様式第五号及び様式第六号の規定中

「㊦」

を

「㊦」

に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正後のそれぞれの訓令の様式に相当するこの訓令による改正前のそれぞれの訓令に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県教育委員会教育長訓令第一号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

(教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部改正)

第一条 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程(昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二第三号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第五条第一項本文の規定による所属職員の勤務時間等を指定すること。

別表第二中第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)の規定による災害共済給付に関する事務の処理(教育委員会事務局の分掌に属するものを除く。)

別表第二中第五号の次に次の一号を加える。

六 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第九条第一項の規定による一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則(令和三年徳島県人事委員会規則七一〇)第二条第十三項の規定による所属職員に対する通知

(徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部改正)

第二条 徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程(昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「次号から第八号において」を「以下」に改める。

第十条の表課内室長の項中「室長補佐」を「副課長」に改める。

別表第一の表第一項中第二十四号を第二十五号とし、第十二号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

12 服務規則第五条第一項本文の規定による所属職員の勤務時間等の指定	課長
------------------------------------	----

別表第二教育政策課の表第五項第三号中「非常勤職員」の下に「組織規則第四条第三号に規定する学校運営協議会の委員及び」を加え、同表第八項第十二号中「同条第二項」を「同条第二項及び第三項」に、「週休日及び勤務時間等」を「週休日等」に改める。

別表第二教職員課の表第一項第三号中「非常勤職員」の下に「組織規則第四条第三号に規定する学校運営協議会の委員及び」を加え、同表第四項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

る。

11 学校規則第十六条の二の二第四項の規定により校長から提出された県立学校における勤務時間の特例についての届出を受理すること。

別表第二学校教育課の表第九項各号列記以外の部分中「この項において「規則」とは、」を「この項において、「協議会規則」とは徳島県学校運営協議会規則（令和二年徳島県教育委員会規則第八号）を、「学校規則」とは」に改め、同項第一号から第十号までの規定中「規則」を「学校規則」に改め、同項中第十号を第十三号とし、第一号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

- | | |
|--|-----|
| 1 地教行法第四十七条の五第一項及び協議会規則第二条第一項の規定により学校運営協議会を設置すること。 | 教育長 |
| 2 協議会規則第三条第一項の規定により委員を任命すること。 | 教育長 |
| 3 協議会規則第九条第一項の規定により委員を解任すること。 | 教育長 |

別表第二特別支援教育課の表第十二項各号列記以外の部分中「この項において「規則」とは、」を「この項において、「協議会規則」とは徳島県学校運営協議会規則を、「学校規則」とは」に改め、同項第一号から第七号までの規定中「規則」を「学校規則」に改め、同項中第七号を第十号とし、第一号から第六号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

- | | |
|--|-----|
| 1 地教行法第四十七条の五第一項及び協議会規則第二条第一項の規定により学校運営協議会を設置すること。 | 教育長 |
| 2 協議会規則第三条第一項の規定により委員を任命すること。 | 教育長 |
| 3 協議会規則第九条第一項の規定により委員を解任すること。 | 教育長 |

別表第二生涯学習課の表第五項第四号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）」を「地教行法」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。